

福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、地域密着型サービスに関する次の事項について協議する。

- (1) 事業者の指定に関する事。
- (2) 指定基準の設定に関する事。
- (3) 介護報酬の設定に関する事。
- (4) その他、広域連合長が必要と判断した事項に関する事。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者から広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 保健・福祉・医療関係者の代表
- (3) 有識者
- (4) その他、広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度末までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けたときのその後任者の任期は、残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広域連合事業課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この告示施行後最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成19年1月19日福岡県介護保険広域連合告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月16日福岡県介護保険広域連合告示第10号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日福岡県介護保険広域連合告示第17号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日福岡県介護保険広域連合告示第14号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日福岡県介護保険広域連合告示第21号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。